介護老人保健施設 赤岩荘 (介護老人保健施設)

重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名 光生会 介護老人保健施設 赤岩荘

・開設年月日 平成5年4月1日

・所在地 愛知県豊橋市多米町字大門10番地

・電話番号 0532-66-1123・ファックス番号 0532-66-1126

・管理者名 医師 玉木 昌子

介護保険指定番号 2352080028

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の支援などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、 ご理解の上でご利用下さい。

- ① 利用者及びご家族の意向に沿ったケアプランに基づき、医療的サービスと福祉的サービスを総合的・一体的に提供する。
- ② リハビリテーション・看護・介護などのケアを必要とする利用者に対して、 医療的ケアと日常生活サービスを提供しながら、心身の自立を支援し、家庭復帰を実現する。
- ③ 居宅支援事業者と連携し、在宅ケアを支援する。
- ④ 福祉体験学習、ボランティアの受け入れ等、地域に開かれた施設を目指す。

(3) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
• 医 師	1		協力病院	医学的管理
・看護職員	10		夜勤者	看護全般
・薬剤師		1		薬剤管理、服薬指導
・介護職員(介護福祉士)	24 (20)		夜勤者	ケア全般
• 支援相談員	2			相談業務
・理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士	11			リハビリテーション
• 管理栄養士	1	2		栄養管理
・介護支援専門員	4			ケアプラン作成
• 歯科衛生士	1			口腔ケア管理
・事務員	4			事務全般

(4)入所定員等 · 定員 90名

・療養室 1人室 6室、 2人室 4室、 4人室 19室

- 2. サービス内容
 - (1) 施設サービス計画の立案
 - (2) 食事(食事は原則として食堂で提供いたします)

朝食 8時00分~ 昼食 12時00分~ 夕食 17時30分~

- (3)入浴(一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応します。 入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし利用者の身体 の状態に応じて清拭となる場合があります)
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護(退所時の支援も行います)
- (6)機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- (7) 相談援助サービス
- (8) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (9) 理容サービス (原則月1回実施します)
- (10) 洗濯サービス
- (11) 行政手続代行

3. 利用料金ついて

(1) 別紙の料金表を参照してください。

豊橋市は地域区分「7級地」に該当する為、1単位当たりの単価は10.14円で、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

- (2) 利用料の支払いについては、毎月 15 日までに前月分の請求書を発行致しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払い後、領収書を発行致します。 なお利用料は項目により確定申告の医療費控除の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。(領収書の再発行は致しません)
- (3) 支払い方法は、口座振替、銀行振込、窓口での現金払い(又はカード払い)の 方法がございます。赤岩荘窓口での受付は日祝と光生会規定の休日(8/14、12/30 ~1/3の休日)を除く、平日9:00~17:00、土曜9:00~12:00となります。
- 4. 協力医療機関について

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- 協力医療機関
 - 名 称 光生会病院
 - ·住 所 豊橋市吾妻町137番地
 - · 名 称 光生会赤岩病院
 - ・住 所 豊橋市多米町蝉川33-70
- 協力歯科医療機関
 - 名 称 小笠原歯科医院
 - 住 所 豊橋市多米中町4-21-20

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

· 面会 完全予約制

月・火・木・金 14:00~16:00 の間で 15 分ごと 土 10:00~11:30 の間で 15 分ごと

水・日・祝 未実施

・外出、外泊 事前に相談員や現場職員にご相談ください。

· 飲酒 原則禁止。

・喫煙 改正健康増進法により敷地内禁煙となります。

・金銭、貴重品の持ち込み 破損、紛失等の責任は負いかねますので、持ち込みは

ご遠慮願います。

・外泊時等の施設外での受診 別紙参照

・介護保険証の確認 入所期間中は施設で介護保険証をお預かりします。

入所中は赤岩荘で更新の手続きを行います。新しい介護 保険証がご自宅に届きましたら、施設までご持参下さい。

6. 施設利用に際してのお願い

・高齢者に起こりやすい事故や発生しやすい病気について

加齢と共に血管や皮膚等が弱くなり、少しの摩擦や打撲で表皮剥離や皮下出血が起きたり、骨粗しょう症により骨がもろくなり容易に骨折することもあります。 また脳や心臓の疾患により急変される場合もあり、さまざまな危険が伴います。

出来うる限りの安全な環境づくりに努めさせて頂きますが、赤岩荘は集団生活の場であり、これらの事故等は老化に起因する点である事と、ご家庭でも起こり得る事をご理解下さい。

・身体拘束について

介護施設での身体拘束は禁止されています。当施設でも利用者の命を守るため に緊急やむを得ない場合以外は身体拘束を行わない方針です。ただ活動が出来る ということは転倒・転落等の事故の可能性が増えることになります。

出来る限りの安全確保には努めてまいりますが、危険が伴う事のご理解をお願い致します。

・虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者: 玉木 昌子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会や研修を実施しています。

・ハラスメントについて

職員、利用者又は保証人の関係において次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。 介護サービスの継続的かつ円滑な利用の為、ご協力をお願い致します。

- (1) 身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為 例:コップを投げつける。叩く。蹴る、唾を吐く。刃物を向ける。
- (2) 精神的暴力…個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

例: 怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。 理不尽なサービスを要求する。

(3) セクシュアルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求 等、性的な嫌がらせ行為

例:必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

(4) その他…職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為 など

・病院受診について

ご利用中は、原則的に主治医を施設の医師が担当させて頂きます。投薬等は心身の状態に合わせて変更させて頂くことがあります。施設の医師が受診を必要と判断した場合には病院へ受診をして頂きます。その場合の対応は、緊急時を除きご家族様にてお願いしております。

外泊(外出)時に体調を崩された時は、必ず施設へご連絡頂き、当施設の医師の指示を仰いで下さい。指示がない状態で病院へ受診(投薬)されないようお願い致します。また緊急の場合を除き、入所当日と退所当日の受診(投薬)もご遠慮下さい。

・衣類の取扱について

衣類につきましては、紛失防止の為、必ず名前を記入の上ご持参ください。 衣替えの時期には、事前にご連絡させて頂きます。交換した衣類については、 ご家族様にて持ち帰って頂くようご協力お願い致します。

感染対策のため嘔吐や便で汚染された場合は、次亜塩素酸ナトリウム液を使用 し消毒することがありますので色落ちの可能性があります。又、感染の疑いがあ る衣類や、古くなり痛みの激しい衣類については、報告、相談の上、当施設にて 処分させて頂くことがあります。

・退所について

次の場合には施設側から利用契約を解除・終了することがあります。

- (1) 要介護認定において要支援1、2又は自立と認定された場合。
- (2) 当施設で実施される退所継続判定会議にて、居宅において生活できると判断された場合。
- (3) 病状、心身状態が悪化し、適切なサービスが出来ないと判断された場合。
- (4) 利用料金を3ヶ月以上滞納し、督促したにもかかわらず15日以内に支払われない場合。
- (5) 他の利用者又は職員に対して、背信行為、反社会的行為を行った場合。
- (6) 天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により当施設を利用させることが出来ない場合。

7. 非常災害対策

(1)消防用設備

スプリンクラー、補助散水栓、消火器、防火扉、避難設備、非常用放送設備等

(2) 防災用備蓄品

救助資器材、非常食糧、飲料水、毛布、衛生品等

(3) 防災訓練

総合訓練については年1回、消火訓練・避難訓練については年2回実施 その他、消防計画で定めた回数を実施

(4) 大規模災害等に対しての対応

赤岩荘消防計画および業務継続計画に従い利用者の安全措置を図ります。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営 利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 苦情等の申し出について

当施設では、苦情に適切に対応する制度を整えております。お気軽に申し出下さい。

(1) 苦情解決責任者

施設長 玉木昌子

(2) 苦情受付担当者

支援相談員 高津真一郎 看護師長 伊東清貴

(3) 電話番号

0532 - 66 - 1123

(4) ファクス番号

0.532 - 6.6 - 1.126

(5) 明日のために BOX 受付窓口や A 棟エレベーター前等に「意見箱」を設置

(6) その他関係機関

東三河広域連合 介護保険課 電話 0532-26-8471 愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話 052-971-4165

10. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施は行っていません。

11. 個人情報

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者の秘密を、正当な理由なく第3者へ漏 らしません。ただし業務上情報を使用せざるを得ない場合(サービス担当者会議や市 町村との連携、厚労省への報告等)があることをご承知おき下さい。また学生が教育 の一環で、個人情報を利用させていただく事がありますが、個人情報の取り扱いは職 員に準じ遵守してまいります。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により、骨折などの重大事故が発生した場合は、速やかに利用者の 家族等に連絡を行うと共に、東三河広域連合、担当する居宅介護支援事業所等に連絡 致します。そして必要な措置を講じていきます。また賠償すべき事故が発生した場合 は、速やかに協議を行い、誠意をもって解決に努めてまいります。

13. その他

(1) 実習生、ボランティアの受け入れ

資格修得のための実習生、ボランティア、学生の福祉体験等の受け入れを積極 的に行っています。

以上、入所サービスを利用される場合は、これらの内容を十分にご理解の上、「入所利用同意書」にご記入お願い致します。ご不明な点等ございましたら、ご遠慮なく担当者へお申し出下さい。

令和7年6月1日